

答 申 情 第 1 4 8 号
令 和 5 年 1 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年12月7日付け保障第551号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

職業評価の公文書一部公開決定事案（諮問情第243号）

1 審査会の結論

処分庁が行った一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年10月18日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「●●・京都障害者職業センター元職員（以下「元職員」という。）が作成した職業評価の全数を示した上で「折り合いをつける」旨が書かれている当該評価」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、元職員が作成した職業評価19件のうち「折り合いをつける」旨が記載されている「職業評価（1件）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年10月29日付けで、審査請求人に通知した。

（公文書の一部を公開しない理由）

条例第7条第1号に該当

相談者に関する個人の氏名、相談の日時及び相談内容等については、公開することにより個人が識別される可能性があり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- (3) 審査請求人は、令和3年11月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営について
かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ

委託して事業を実施している。かがやきは、支援対象者の支援を行うに際し、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター」（厚生労働省所管）と連携しつつ、支援対象者が適切な職業選択や就職活動が行えるよう、支援を行っている。

(2) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、元職員が作成し、かがやきが保管している職業評価の全件を示したうえで、「折り合いをつける」旨が記載されている文書を求めたものである。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求の理由について「１８件は本当に該当していないのか？本件審査請求書に於ける争点は此れのみである。」と主張している。

(4) 本件処分について

本件処分における審査請求人の主張は、非公開とした部分についてではなく、文書特定の妥当性についてであることから、以下、その点についてのみ主張する。

探索対象文書となった１９件の公文書すべてについて、「折り合いをつける」との記載があるか否かを確認したところ、そのような記載がされている公文書は１件のみであり、残り１８件はそのような記載がなかったため、１件のみを請求内容を満たす公文書として特定したものである。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 処分庁は、本件決定通知書において、「１９件中１件存在する」と書いているが、残りの１８件は本当に該当していないのか。本件審査請求書における争点はこれのみである。審査請求人は、残りの１８件を見分する事が出来無いので審査会に **in camera** 審理を要求する。其の上で仮に当件の内に本件公開請求文書が存在すれば審査会は本件処分を取り消し処分庁は其れを受けて該当する公文書（職業評価）を条例８条に基づいて部分公開せよ。

(2) 部分公開された公文書（職業評価）について、「折り合いをつける」旨が書かれている箇所は部分公開されておらず、これでは条例第８条を満たしていないので、当該箇所にはどこかされている黒塗りを外したうえで改めて部分公開せよ。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が求めている文書は、元職員が作成した職業評価のうち、「折り合いをつける」旨が記載されている当該評価である。

(2) 本件処分について

ア 文書特定の妥当性について

審査請求人は、元職員が作成し、かがやきが保有する職業評価 19 件のうち、本件公文書を除く 18 件は本件請求の対象となる公文書に該当しないのかが本件審査請求の主たる争点であると主張するため、以下この点について検討する。

- (ア) 処分庁は、19 件すべてについて「折り合いをつける」旨の記載の有無を確認した結果、本件公文書にのみ記載があったと主張する。
- (イ) 当審査会が事務局をして処分庁に対し、本件公文書を除く 18 件を提出させ、それらを見分したところ、「折り合いをつける」旨が記載されている文書は認められなかった。
- (ウ) したがって、当審査会としては、処分庁が本件公文書のみを本件請求の対象公文書として特定したことは妥当であると判断する。

イ 条例第 7 条第 1 号該当性について

審査請求人は、本件公文書のうち「折り合いをつける」旨が書かれた箇所は公開すべきであると主張するため、以下この点についても検討する。

- (ア) 条例第 7 条第 1 号は、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をし、個人に関する情報が公開されてプライバシーが侵害されることのないよう、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものについて、非公開とすることを定めたものである。また、「通常他人に知られたくないと認められるもの」に該当するか否かについては、一般の感受性を基準として、客観的に通常他人に知られたくないものと認められるものであるか否かで判断されるべきである。
- (イ) 処分庁は、本件公文書のうち、表紙の資料名称以外の部分には、相談者の氏名、相談の日時及び相談内容等が記載されており、それらすべての情報は条例第 7 条第 1 号に該当すると主張する。
- (ウ) 当審査会が本件公文書を見分したところ、非公開とされた部分には、相談者の氏名や生年月日、相談者に対して行った各種検査の結果、各検査結果に対する元職員の所見及び当該結果を踏まえた支援計画など相談者に関する多様な情報が記載されていることが認められた。
- (エ) このように本件公文書は個人の機微情報が多く含まれていることから、仮に「折り合いをつける」旨が記載されている部分のみに限定したとしても、なおブ

ライバシー性が高く、また当該部分を公開することにより個人が識別される可能性も否定できないと言わざるを得ない。

したがって、当審査会は、本件公文書のうち表紙の資料名称以外の部分について条例第7条第1号に該当するものとした処分庁の判断は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年12月 7日 諮問

令和4年 1月 7日 諮問庁からの弁明書の提出

2月 7日 審査請求人からの反論書の提出

8月 2日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和4年3月2日開催）

11月18日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第6回会議）

12月21日 審議（令和4年度第7回会議）

令和5年 1月25日 審議（令和4年度第8回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部分を変更した。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）